

企画競争実施に関する公示

令和 7 年 12 月 10 日

下記のとおり企画提案書の提出を招請します。

独立行政法人国際交流基金
契約担当職
理事 古屋 昌人

記

1. 業務概要

- (1) 業務名：令和 8 年度国際交流基金国内 4 事業所における労働者派遣業務（単価契約）
- (2) 業務内容：企画競争説明書による
- (3) 契約期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 契約単価上限金額（税抜き）：企画競争説明書による
- (5) 契約の相手方の決定方法：

応募者から提出される企画提案書について、あらかじめ定めた評価基準により書類審査を行い、得点上位 6 社を選定して交渉優先順位を決定し、上記の契約年度における単価合意覚書を締結する。上記契約期間内は案件ごとに人選依頼をし、価格等派遣条件を総合的に判断の上、合意に至った相手方と合意単価に基づき個別労働者派遣契約を締結する。

2. 参加資格

- (1) 独立行政法人国際交流基金会計細則第 16 条又は第 18 条の規定に該当しない者であること。

＜会計細則 抜粋＞

第 16 条 契約担当職は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を会計規程第 23 条に定める一般競争及び会計規程第 24 条に定める指名競争（以下「競争」という。）に参加させることができない。

第 18 条 契約担当職は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後 2 年間競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

- (2) 令和 7・8・9 年度の競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の A または B 等級を有する者であること。全省庁統一資格および申請手続き等については下記ウェブサイトを参照のこと。（独立行政法人国際交流基金（以下「JF」という。）では競争参加資格審査ならびに登録手続きを行っていないので注意）。

※調達ポータルサイト：<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101#c4>

- (3) JF または外務省から指名停止されている期間中の者でないこと。
- (4) JF との契約に関して過去 1 年において債務不履行、納期遅延等を起こしたことなく、適正

な契約の履行が確保される者であること。

- (5) 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業の許可を保持している者であり、且つ本公告の日より起算して過去5年の間、同法第49条第1項に定める改善命令、第14条第2項に定める事業停止命令及び第14条第1項に定める許可の取消しを受けていない者であること。
- (6) 日本語での業務遂行が可能な者であること。
- (7) 本件業務の契約期間中、必要に応じて、JF本部事務所（東京都新宿区）、日本語試験センター（同）、日本語国際センター（さいたま市浦和区）及び関西国際センター（大阪府泉南郡）での打ち合わせに参加することができる者であること。
- (8) 業務遂行に必要な体制を有すると認められる者であること。
- (9) その他企画競争説明書、仕様書に定める全ての要件を満たす者であること。

3. 企画競争説明書・仕様書等の交付方法及び質問の受付

- (1) 交付方法：申し込み期間中に下記6.の連絡先まで電子メールにて請求すること。
- (2) 申し込み期間：本件公示日～令和8年1月5日（月）17:00 締め切り
- (3) 本企画競争に関する質問：
質問がある場合は、令和7年12月25日（木）までに、下記6.に記載されている電子メールアドレス宛に問い合わせること。質問が提出された場合は、受け付けた質問及び回答を令和8年1月9日（金）までに、企画競争説明書等関連書類を送付した者宛に電子メールにより一斉同時通報で送付する。

4. 説明会

説明会は実施しないので、企画競争に参加を希望する者は本公示及び説明書を熟読のこと。

5. 企画提案書の提出

- (1) 提出物：書類及び電子ファイル。企画競争説明書のとおりとする。
- (2) 受付期間：令和8年1月19日（月）～令和8年1月26日（月）17:00 必着
- (3) 提出方法：
 - ア. 書類（印刷物）は、外装に「令和8年度 労働者派遣業務 企画提案書 在中」と朱書きの上、書留郵便、宅配便又はバイク便等追跡可能な手段により送付し、Web追跡システム等で到着を確認すること。ファックス、電子メール及び持参による提出は受理しない。
 - イ. 前号ア. 書類（印刷物）に加えて、電子ファイルを電子メールで提出する。
- (4) 提出先：下記6.のとおり。
- (5) 評価基準・審査方法等：企画競争説明書を参照。
- (6) 審査結果通知：令和8年2月末日（予定）までに通知する。

6. 担当部署及び連絡先

独立行政法人国際交流基金 人事部人事課（担当：佐藤）

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-4

電子メールアドレス：GJ_chotatsu@jpf.go.jp

電話：03-5369-6052

※土・日・祝祭日を除く平日9時30分～18時

※電子メールで連絡する際は、会社名、担当者名、電話番号、電子メールアドレス等の連絡先を必ず明記すること。

7. その他

- (1) 書類等の作成及び手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨に限る。
- (2) 上記5.(2)の提出期間内に適正な全ての書類の提出が無かった団体・個人は、本件委嘱先に選定される資格を失うものとする。
- (3) 提案書類等の作成及び提出に要する費用は提出者側の負担とする。また、提出のあった提案書類等は採否にかかわらず返却しない。

- (4) 契約保証金：免除
- (5) 契約書作成の要否：要
- (6) 提案の無効：本公告に示した競争参加資格のない者による提案書及び参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した提案書は無効とする。
- (7) 企画提案書のヒアリングの有無：無
- (8) その他詳細は企画競争説明書及び仕様書による。

以上

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされています。

これに基づき、以下のとおり当基金との関係に係る情報を当基金のホームページで公表することとしますので、所要の情報の提供及び情報の公表に同意の上で、応札もしくは応募又は契約の締結を行っていただくよう、ご理解とご協力をお願い致します。

なお、公告案件への応札もしくは応募又は契約の締結をもって所要の情報の提供及び情報の公表に同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

1. 公表の対象となる契約先

次の何れにも該当する契約先

- (1) 当基金において役員を経験した者が再就職している法人、又は当基金において課長相当職以上の職位を経験した者が役員等として再就職している法人
- (2) 当基金との年間取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている法人。

2. 公表する情報

- (1) 法人の名称

- (2) 法人の事業概要

- (3) 当該在職者の法人における役職

- (4) 当該在職者の当基金における最終役職

- (5) 直近の会計年度における取引高

- (6) 法人の総売上高又は事業収入において当基金との取引高の占める割合が「3分の1以上 2分の1未満、2分の1以上3分の2未満、3分の2以上」の何れに該当するか

3. 提供していただく情報

- (1) 契約締結日在職している当基金在職経験者に係る情報（人数、現在の職名及び当基金における最終職名）

- (2) 契約締結日の直近の財務諸表（総売上高又は事業収入の記載があるもの）

4. 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内（4月1日から4月30日までの間に締結した契約については93日以内）

以上